

【秘密法と共謀罪に反対する愛知の会申し合わせ事項】

(名称)

1 この会は、「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」と称する。

(目的)

2 この会は、政府に秘密保護法と共謀罪法を廃止させること、実質的に発動させないことを目的とする。

(会員)

3 この会は、秘密保護法と共謀罪法を廃止させる意思をもって何らかの活動をする個人・団体を構成する。

(年会費)

4 会員は、個人1口1000円、団体1口3000円の年会費を納める。

(会の運営等)

5 この会の運営については、当面以下のように申し合わせる。

◇ 役員として 共同代表（2名）、事務局長（1名）、事務局次長（若干名）および世話人数名をおき、これらの者で世話人会を構成する。

◇ 世話人の中から会計を選任する。

◇ 会の運営に関する決定は、世話人会および会員メーリングリストをもってする。

◇ 会員メーリングリストは、当初参加者のほかは、すでにメンバーとなっている者2名以上の推薦をもって登録する。

◇ 世話人会は、会員に対し、会の活動に関するニュースを届ける。

① インターネット上

ブログ (<http://nohimityu.exblog.jp/>) に可能な限り迅速に必要な記事
を載せるとともに、ツイッター (http://twitter.com/himitsu_control)、
フェイスブック (<https://www.facebook.com/nohimityu/>) でも適宜情報
発信する。

② 紙媒体ニュース

『極秘通信』を適宜発行し、会員に送付する。

(連絡先)

6 この会の連絡先は、当面以下のように申し合わせる。

◇ 名古屋第一法律事務所 気付

名古屋市中区丸の内2丁目18番22号 三博ビル5階

電話(052)211-2236 / FAX(052)211-2237

(附則)

この変更申し合わせ事項は、2019年4月7日から施行する。

【役員(案)】

(共同代表)	本 秀 紀 (名古屋大学大学院教授)	留任
	濱 崑 将 周 (弁護士)	新任
(事務局長)	中 川 匡 亮 (弁護士)	新任
(事務局次長)	林 翔 太 (弁護士)	新任

なお、共同代表を退任された中谷雄二さんには、相談役として、今後も「愛知の会」を支えていただきます。